

平成21年度 第8回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日時 平成21年8月6日(木)午後15時00分  
場所 青梅市教育センター会議室

## 第8回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成21年8月6日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 協議事項
- 4 委員長閉議および閉会宣言

### 協議事項（再掲）

- 1 「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑中 茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳内 秀樹
	社会教育課長	藤野 唯基
	体育課長	地引 静雄

書記	総務課庶務係長	永沢 雅文
	総務課庶務係	松井 慎治

### 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 8 回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

### 日程第3 協議事項

#### 1 「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項 1 を議題といたします。

「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について、説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 それでは、協議資料 1 をお目通しをお願いしたいと存じます。「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見についてご説明いたします。

平成 21 年 7 月 30 日付け青企企第 12 号によりまして、別紙のとおり、青梅市長から青梅市教育委員会に対し、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 29 条の規定 これは「地方公共団体の長が、特に教育委員会に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」とされておりますことから、スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を市長が管理し、および施行することに関し、教育委員会の意見を求めてまいりましたので、ご協議を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、条件あるいは要望等をご協議いただく場合の参考といたしまして、要望事項(案)を記載させていただきましたので、あわせましてよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明にありましたように、平成 22 年 4 月の組織改正に伴う体育課の市長部局への移管については、前回の教育委員会臨時会で報告をいただき、学校教育における体育に関する事務を除いたスポーツに関する事務の管理・執行に関する権限を市長権限とするために、市長部局では 9 月議会において「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を上程する予定とのことでありました。この条例を制定するに際し、教育委員会の意見をきかなければならないとのことで、議案書の別紙にありますように、市長から意見聴取の依頼があったとい

うことであります。今回、事務局から、より効率的なスポーツ行政の充実が図られるよう、案が提示されました。そこで、委員皆さんからの意見をお伺いし、その意見および提示されました案をご協議願ひ、教育委員会の意見としてまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、ご意見、ご質問等、ご発言をお願いいたします。

私の方から、協議資料の「ついては」以下なんですが、「より効率的なスポーツ行政の充実が図られるよう、意見とともに要望事項を出す場合、(案)としては以下のとおり」とありますが、下は要望事項ですね。いわゆる意見というのは、この文章から見ると、どの部分が意見になるのか。下に要望事項というタイトルがありますので、ちょっとその辺の整合性がわからないのですが。

【社会教育部長】 別紙の意見聴取の依頼がございまして、これにつきまして教育委員会として認めますというようなことのほかに、例えば認めるに当たってこういうものをぜひお願いしたいというような内容で、もしそれにつける場合に、このようなことが考えられますということで列記させていただきましたけれども、この要望事項そのものが意見であっても問題はないと考えております。

【委員長】 私が申し上げたのはこういうことで、意見聴取がきましたね。ですから、これに対して教育委員会としては賛同いたしますというのが答えですね。それに当たっての、実はこういう要望がありますというのが流れだろうと思うんですが、賛成しますというのがないので、要望だけがあるような感じがあります。そういうことをちょっと疑問に思いました。

【社会教育部長】 ただいま委員長がおっしゃいましたとおり、大変申しわけございませんが、その部分は抜けてございまして、当然答えがあるわけございまして、なおそのほかに例えば下のようなものをつけ加えるのか、あるいはつけ加えないのか、その辺もあわせてご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。ちょっと説明が不足しておりました。

【委員長】 いやいや、とんでもない。

今までの教育委員会の流れとしては、市長部局にこの部分が移管されるということについては、まあ了解といたしますが、そういう方向で協議を進めてきた。これは事実ですから、今ここでそれはまずいという話にはならないと思います。組織も相当進んでいて、これにもとづいてもう来年度から組織改正となるわけですから、それははっきりさせた方がいいでしょうね。何と書いたらいいのかな。「・・・にもとづき依頼があった。その依頼については、教育委員会としては今後より効率的なスポーツ行政の充実が図られる視点から、市長部局に移るということについては了解する」と。もうちょっと強いうなら、単なる了解ではなくて賛成すると。ここまで強いうか。そして、ついては教育委員会としてはこういう附帯、これは要望というより附帯でしょう。

【学校教育部長】 教育委員会の運営の中で、一言申し上げます。現在、この協議資料1の要望というようなことで出ておりますけれども、この中で正式に移管することについてのイエス、ノー、そしてさらにここに要望事項としてございますこの内容プラス、またはこれを削ってもよろしゅうございますが、移管するに当たって条件的につけるということをまずご決定いただきまし

て、そしてその後に私どもそれを市長に答える文案としてさらにもう一度、この場でちょっと休憩をとらせていただいて、それをまとめたものをかけさせていただき、それがよろしいかと思えますので、そのようにさせていただきますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【委員長】 わかりました。この文案を出すということではなくて、正式な答えと同時に、1、2、3の趣旨の要望事項をつけると、こういうことについていかがですかということです。そしてそれにもとづきまして、文案を作成すると。そして、ここで協議して決定すると、こういう流れでございます。

要望事項なのか、附帯意見なのか、その辺のところですね。要望するのか、あるいは内容は悪くないと思っていますので附帯意見としてつけるのか、その辺を議論していただきたいと思えます。

【学校教育部長】 または、条件としてつけるという場合もございますし、附帯意見としてつけるという場合もございます。

【委員長】 要望、附帯意見、あるいは条件と。こういう条件があって、移管に賛成しますよというのか、その3つ、かなり強度が違うような感じがしますけれども。私は附帯意見ぐらいで思いますが。

【委員】 いうまでもないことなんです、スポーツの振興というのは、老若男女の健康づくりの面と、青少年の健全育成の面が大きな柱だと思うんですね。そういう意味で、青少年の健全育成というのは、教育委員会とのかかわりとはきわめて深い関係がありますので、これまでの連携といいましょうか、一緒にやってきた中で、この関係はより一層深まることはあっても、軽くなるということはないんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、1のところ、教育委員会の意見が反映できるようにというのは当然のことだというふうに思います。むしろ、そこへたえず組織的な面でのつながりもあっていいのかなんていう思いがいたしますけどね。

【委員】 今の委員と全く私も同じような意見になると思うんですけれども、スポーツが今、健康とか、福祉とか、コミュニケーション、コミュニティをつくるということと密着していることは確かなんですけれども、しかし社会教育あるいは生涯教育というものの中で、スポーツ自体を楽しんでいる人たちもいると思うんですね。今いろいろな競技が青梅市でされているんですけれども、中高年の人たちが、これを健康のためにやっているということではなくて、スポーツを楽しみたいといってスポーツに取り組んでいる方がいらっしゃる。そういう人たちにとってのスポーツ行政 スポーツを楽しむ人たちの気持ちを反映できる部分が必要だと思うんですね。そうなるくと、やはり教育委員会が前面に押し出していった生涯学習としての、スポーツのとりえ方が必要になるんじゃないかな。そのような意見を、教育委員会の方から出していく場も必要んじゃないかなというふうに思います。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 市長が管理し、執行する形をとったのは、我々はその立場にあっても、内容的にそう大きく変わるかどうかはよくわかりませんが、おそらく立場は違うと思うんですね。ですから、

我々の立場だとかこういうふうに考えますよという窓口はつくっていただいた方がいいかなとは思いますが、それがこの要望事項の中に入っているのかなと思うんです。我々は、だれかの代弁者といってしまうと極端なんですけれども、そういう立場であろうという意識があるし、おそらく市長部局というような組織になってくると、そういうものよりもっと広く対市民というような見方になっていくでしょうから、我々と全く縁が切れてしまうと、我々自身が考えなくなってしまうというか、全く無関係だというふうになってしまうのもまずいかなという部分とあわせて、この要望事項のような、言葉遣いはちょっと難しいですけども、意見はやはり入れさせていただいたらいいかなと思います。

【委員長】 移管した場合でも、学校教育、学校体育については、我々が学校教育の一環として当然責任を担っていくわけですから、教育委員会との連携というところで、あるいは教育委員会の意見が反映できるということで、そういう意味が入っているのだと思うんです。まあ、学校教育との連携もよろしく願いしますと、学校教育というのは入れなくてもいいかなとは思っているんです。

3番、「教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、青梅市体育協会をはじめ、スポーツ関連団体との連携が十分に図れるようお願いいたします」というのは、教育委員会の立場はどこにかかってくるのかな。

【委員】 読んでいくと、1番があって、1番から2番にいて、2番から3番にいくというような読み方かなと思うんです。それぞれ別のことではなくて、まず1番を読んでいただいて、意見をきいてくださいねといって、次にじゃ意見をきいた上では、ということつまりよく連携することですよねえということで、よく連携する中にはほかのスポーツ団体の意見も一緒にきいてやるようにしましょうねというふうに、自分は読んだんですけども。

【委員長】 一文にすることも一つの手かとも思います。

最後、3番目はちょっとわかりにくい。主語はどこにあるのかな。教育委員会が図れるようにするのか、市長部局がその中でそういうような連携を十分図ってほしいのか、ちょっと主語がはっきりしない。ずっと流れができてから、こうなってしまうのですかね。

【委員】 3番だけ見ると、ちょっとわかりにくいですね。

【委員】 でも、2番は逆ですね。市長部局の方が、学校施設の開放事業が円滑に行えるように、教育委員会との連携を図りたいなという話なんじゃないかと私は思ったんです。それが今度は市長部局の方にいっちゃうんですね。

【体育課長】 学校開放の話が出ましたので、ちょっと私の方から。

学校開放に関する条例がこの3月に制定されましたが、本来ならばその条例を直さなくてはいいけないところなんです、やはり学校の施設の管理の主体はどこかということ、教育委員会ということだと思えます。業務的には体育課が運営をする中では、仕事として移動いたしますけれど、事務分掌的には教育委員会に残しておこうという形になりました。その業務につきましては、補助執行という言葉がございしますが、現在でも市民センターで体育施設の貸し出しをしていたり、

逆に教育委員会の仕事を市長部局にやっていただいているという業務もあります。それが今度は逆のパターンで、教育委員会の方の仕事を市長の方がするという補助執行業務の中で整理をしていこうと。その組織、施設、学校という一つのハードの部分と、学校開放というソフトの部門をどういうふうに運営していくのかという中では、そんな考え方で今、検討を進めているところでございます。

【委員長】 こういう細かいことをやるか、あるいはスポーツ振興計画等の作成およびその実施に当たっては教育委員会の意見を反映できるようにお願いしたいと、それだけの話なんですね。あとの2、3というのは、具体的なことから連携を図ってもらいたいと。振興計画とその策定および実施に当たっては、教育委員会の意見が反映できるようにしていただきたいと。細かいことを書き出したら、ずらーっと並べなければならぬことになる。ですから、これをつけることは、賛成というより同意しますよというのかな。そうすると、要望事項とか附帯意見はつけなくて、前のことで賛成ですよ、ただしこういうことについては教育委員会との連携を密にしてくださいと、これで終わりの方がすっきりするかもわからないと思います。

【委員】 当然のことながら、意見が反映できるようになっていけば、スポーツ関連団体の連携についてもいえるわけですよ。中に包括されるべきことです。

【委員長】 あっちにいたり、こっちにいたりで悪いんですが、今割合と自由に意見をいっていますから、まだここで決まったということではなくて。

一文にして、「賛成ですよ。ついては・・・」という最も簡単な形式にするか、あるいはこういう附帯意見なり要望なりをつけるのか。1番を本文の方に入れて、2番、3番だったら、これは要望でもいいと思っているんです。要望のレベルです。要望として具体的にこういうのを上げますよという形でもいい。さっき 委員がいったように、1番、2番、3番と並べると、実際に学校開放のことはかえって混乱するのかな。どうですか。率直におっしゃってください。

原案がありますか。その原案を見ることはできますか。

【学校教育部長】 一応原案はつくってございますので、その文章でたたいていただくというのはいかがでしょうか。

【委員長】 その方がよろしいかと思うんですがね。

～原案配付～

【委員長】 これを見ると、それなりにまとまっているように思うんだけど。進め方として、この資料の1 - 2をたたくという形でいくことの方がよろしいかと思いますが、委員の皆さん、どうですか。

じゃ、そういう方向で進めさせていただきますので、ご提案をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、改めてご提案させていただきます。

協議資料1 - 2は、市長部局から7月30日付けでございました意見聴取に対する回答文案となっております。これについてご協議いただきたいと存じます。

読ませていただきます。まず、私どもの発番ならびに回答日が入ります。宛て先は青梅市長 竹

内俊夫でございます。発信者は青梅市教育委員会でございます。

「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について（回答）とさせていただきます。

平成21年7月30日付け青企企第12号をもって意見を求められた標記の件について、平成21年8月6日に開催した平成21年度第8回青梅市教育委員会（臨時会）において、青梅市教育委員会としての意見を協議し、下記のとおり決定したので回答します。

#### 記

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、執行することについては、次のことに配慮することを条件に認める。

- 1 スポーツ振興計画等の策定に当たっては、教育委員会の意見が反映できるようにすること。
- 2 学校施設開放事業が円滑に行えるよう、教育委員会との連携を図れるようにすること。
- 3 教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、青梅市体育協会をはじめ、スポーツ関連団体との連携が十分図れるようにすること。

以上

でございます。

よろしくご協議の上、ご決定願いますようお願い申し上げます。

【委員長】 こうなると、何となくまとまっているような気がします。上のと要望事項が喧嘩していたんですよ。これだと、もう少しつけ加えることありませんかという議論になってくる感じで、これでよければこれでいきましょうと、こういう話になります。

さあ、ご意見。

【教育長】 3番の「青梅市体育協会をはじめ、スポーツ関係団体との連携」ですけれど、これはまだ管轄、所管が教育委員会にあるような考え方ですか。これは何で入れるのか、ちょっとよくわからない。例えば、市長部局の方にこの団体の所管が移る場合は当然、教育委員会と関係があるんですか。よくわからない。先程、主体というか主語がはっきりしないというのは、そこじゃないかと思うんです。だから、教育委員会の所管に青梅市体育協会とかスポーツ関係団体があれば、ぜひその人たちとの連携を図ってください、十分図れるようにしてくださいということなんだらうけれども、何ゆえ3があるのか、よくわからないですね。

【委員長】 むしろここが、「・・・図る中で、学校教育および社会教育との連携を十分図れるように・・・」というのならまだわかるのですね。そうすると、2番が要らなくなってしまう。従って、2番のように具体的なことは、当然のことながら「市長部局の日常的な情報交換を図る中で、学校教育および社会教育との連携が十分図れるようにすること」と。学校体育は当然我々が責任を持っているわけですから。これが2番にすれば、今の2番の開放事業が云々というのは、当然その中に入ってしまうということです。

【社会教育部長】 ただいま教育長からお話ございました「体育協会ははじめ、スポーツ関連団体」でございますが、当然市長部局の方に移りますので、この辺の部分を削除させていただけれ

ばと思います。

【委員長】 他人のことをいっているような感じになってしまいますからね。今までは当然こういうことは必要だったのですけれども。だから、スポーツ振興計画等の策定、大きな枠組策定は、教育委員会の意見、当然教育委員会は学校教育なり生涯スポーツの一部は担っているわけですから、それとの意見が反映できるようにしてくださいと。それから、教育委員会と市長部局が日常的に情報交換を図る中で、学校教育との連携も十分図っていきなさいと、これでいいのではないかと思います。

どうですか、体育課長。やはりこの学校施設開放が入っていないと心配ですか。

【体育課長】 今のおっしゃったような部分で包括できるかと思います。3番の体育協会というスポーツ関連団体との連携という意味では、当然今も十分やっているわけですので、それが市長部局に行く。逆に既存の残った教育委員会との連携はどうなのかといったときに、ちゃんと連携を図っていかないと、例えば学校の中で課外授業等の支援とか、派遣とか、そういうところとの関連も出てきますし、またスポーツに関する情報の提供という意味では、結構いろいろなことで学校とのつながりも出てきますので、そういう意味で包括的な部分では個々のものではなくて文章で整理してよろしいかと、私は思います。

【委員長】 少し包括的にしておいた方がいいでしょうね。何が出てくるかわからないですからね。移ってみて、学校教育としても、教育委員会としても、ちょっと困ったなというときに、包括的な意味のことを条件としておく。かなり強いですが、大丈夫ですか。こっちは願ったりかなったりですけれども。

【学校教育部長】 確認をさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、ただいまご意見のございました中で、文案の確認をさせていただきます。

まず、記から下のところがございますけれども、「スポーツに関する事務（学校教育における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、執行することについては」、このところで先ほど意見を付してという、条件が強いからというようなお言葉もございまして、ここを現在のような文言にするのか、または「次の意見を付して認める」という形にするのか、そこら辺のところの一つでございます。

それからもう一つ、1番目で「スポーツ振興計画等の策定およびその実施に当たっては」という、「実施」を入れるというお言葉がございました。

それから、2番は削らせていただきまして、3番を2番といたしまして、この文言を「教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、学校教育および社会教育との連携が十分図れるようにすること」とすると。そこら辺のところ最終にご決定をちょうだいできれば、早速文案を再調整させていただこうと存じております。

【委員長】 3点ありました。

まず、記の下、「・・・執行することについては、次のことに配慮することを条件に認める」というところを、みんなの意見を聞いて、直すべきだったら直したいと、こういうのが1点です

ね。

2点目は、「スポーツ振興計画等の策定および実施に当たっては」と、その方がよろしいかと思ひます。この部分はどうですか。後で挙手採決はいたしますけれども、一応決定と。

それから、2番は削除して、3番が「・・・情報交換を図る中で、学校教育および社会教育との連携が十分に図れるようにすること」と、これで我々の立場がはっきりするということですね。

さて、「・・・執行することについては、次のことに配慮することを条件に」、まあいいかなという感じもするんですけどね。「配慮することを条件に」といっていますから、一段下がっていますよね。ただ、要望よりは強いですよ。1、2は包括的にいっているのだから、それを条件にといわれると、いわれた方も何が出てくるかわからないと。もう少しやわらかく「執行することについての意見を次のとおり申し述べる」といえば、私が市長だったら納得します。

私ばかり意見をいってしまいましたが、ほかにいかがでしょうか。

もしなければ、ここで今までの皆さんの意見を取りまとめて、その文案を事務局につくっていただきますので、暫時休憩をしたいと思います。

～休憩～

【委員長】 再開いたします。

意見を取りまとめた案ができました。ただいま机上にいらっしゃいます。内容を確認したいと思います。

【総務課長】 それでは、修正を加えましたものを配付させていただきました。最終確認ということで、再度読ませていただきます。

青教総第 号  
平成21年8月 日

青梅市長 竹内 俊夫 殿

青 梅 市 教 育 委 員 会

「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について（回答）

平成21年7月30日付け青企企第12号をもって意見を求められた標記の件について、平成21年8月6日に開催した平成21年度第8回青梅市教育委員会（臨時会）において、青梅市教育委員会としての意見を協議し、下記のとおり決定したので回答します。

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、執行することについての意見を次のとおり申し述べる。

- 1 スポーツ振興計画等の策定および実施に当たっては、教育委員会の意見が反映できるようにされたい。
- 2 教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、学校教育との連携が十分図れるようにされたい。

以 上

これで再度ご提案させていただきます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に、何かご意見等ございますか。

【委員】 非常にすっきりしたと思います。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでおはかりいたします。協議事項 1、「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について、を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定に伴う青梅市教育委員会の意見について、は承認されました。

以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

【閉議および閉会宣言】

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員